

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和8年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例等の一部を改正する条例	議員の報酬月額、市長等の給料月額及びその他の特別職の報酬額を改定するものです。	令和8年 3月議会 議案 第27号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 議員の報酬月額、市長等の給料月額及びその他の特別職の報酬額に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市行政手続条例等の一部を改正する条例	行政手続法の改正に伴い、公示送達をデジタル化するものです。	令和8年 3月議会 議案 第28号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公示送達のデジタル化に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	文書法制課 089-948-6921 人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	行政手続のデジタル化を推進するものです。	令和8年 3月議会 議案 第29号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 行政手続のデジタル化に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	デジタル戦略課 089-948-6908
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
4	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	高齢者に対する補聴器の購入費の助成に関する事務に個人番号を利用するものです。	令和8年 3月議会 議案 第30号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 高齢者に対する補聴器の購入費の助成に関する事務に個人番号を利用するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	システム管理課 089-948-6340
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

5	松山市庚申庵史跡庭園条例及び松山市一草庵条例の一部を改正する条例	庚申庵史跡庭園及び一草庵の所管を教育委員会から市長に移管するものです。	令和8年 3月議会 議案 第31号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 庚申庵史跡庭園及び一草庵の所管を教育委員会から市長に移管するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	文化・ことば課 089-948-6989
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定に基づき、松山市立幼稚園の教育職員の給与その他の勤務条件に関する特別措置を定めるものです。	令和8年 3月議会 議案 第32号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 松山市立幼稚園の教育職員の給与その他の勤務条件に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	教育総務課 089-948-6583
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市火災予防条例の一部を改正する条例	簡易サウナ設備の基準を定めるとともに、地震後に発生する電気火災の対策として感震ブレーカーの普及を促進するものです。	令和8年 3月議会 議案 第33号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないと認められるため(実施要綱第3条第2項第2号に該当)	予防課 089-926-9215
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
8	松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	電気通信事業法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和8年 3月議会 議案 第34号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 電気通信事業法の改正に伴い所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	市民課 089-948-6335
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

9	松山市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法施行令に定める特例を適用して、第1号被保険者に係る令和8年度分の介護保険料を令和6年度分及び令和7年度分と同様に算定するものです。	令和8年 3月議会 議案 第35号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	介護保険課 089-948-6895
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険料の賦課割合を改定するとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金を賦課し、基礎賦課限度額を引き上げるものです。	令和8年 3月議会 議案 第36号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	健康保険課 089-948-6802
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
11	松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例	経営の許可を受けている墓地の区域内に墓石と同様の構造を備えた納骨堂を設置する場合に限り、事前協議書の提出等の手続を省略可能とするものです。	令和8年 3月議会 議案 第37号	パブリック コメント	R7.12.2 ～ R8.1.9	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様 に意見を聴きました。	生活衛生課 089-911-1806
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
12	松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等のための支援給付に関する報告をしない者等に係る過料の規定を整備するものです。	令和8年 3月議会 議案 第38号	パブリック コメント	R7.10.22 ～ R7.11.20	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様 に意見を聴きました。	保育・幼稚園課 089-948-6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

13	松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例	幼稚園給食費を徴収する者を幼稚園長から市長に変更するものです。	令和8年 3月議会 議案 第39号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 幼稚園給食費を徴収する者を幼稚園長から市長に変更するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	保育・幼稚園課 089-948-6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
14	松山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものです。	令和8年 3月議会 議案 第40号	パブリック コメント	R7.10.22 ～ R7.11.20	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様 に意見を聴きました。	保育・幼稚園課 089-948-6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
15	松山市新南クリーンセンター整備運営事業者選定審査会条例	新南クリーンセンター整備運営事業者選定審査会を設置するものです。	令和8年 3月議会 議案 第41号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	清掃施設課 089-948-6990
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
16	松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例	中島地区簡易水道の給水人口及び1日最大給水量を変更するものです。	令和8年 3月議会 議案 第42号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 中島地区簡易水道の給水人口及び1日最大給水量を変更するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	水道管路 管理センター 089-989-8471
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

17	松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例	共同住宅に附置すべき駐車施設の基準を維持するものです。	令和8年 3月議会 議案 第43号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 共同住宅に附置すべき駐車施設の基準を維持するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	都市・交通計画課 089-948-6444
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
18	松山市手数料条例の一部を改正する条例	建築基準法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和8年 3月議会 議案 第44号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 建築基準法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	建築指導課 089-948-6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
19	松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	道後温泉事業施設として道後上人坂交流施設を設置するものです。	令和8年 3月議会 議案 第45号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため（実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当）	道後温泉事務所 089-921-6161
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
20	松山市中央卸売市場業務条例及び松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例	卸売市場法の改正に伴い、卸売市場の認定要件として追加された開設者による公表事項を定めるものです。	令和8年 3月議会 議案 第46号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 卸売市場法の改正に伴い、卸売市場の認定要件として追加された開設者による公表事項を定めるものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	中央市場課 089-924-2311 水産市場課 089-951-2311
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。